

J R 東海労申第 2 4 号
2 0 1 7 年 1 1 月 8 日

東海旅客鉄道株式会社
代表取締役社長 柘植 康英 殿

J R 東海労働組合
中央執行委員長 小林 光昭

キハ 7 5 形車両制輪子落下に関する申し入れ

10 月 21 日、紀勢本線一身田駅、津駅間の線路脇に落ちていた制輪子を保線係員が巡回時に発見し、運用中のキハ 75 形・25 形気動車の車両を総点検する事象が発生した。そしてキハ 75 形車両において制輪子が落失していたことが判明した。

幸いにも結果として脱線等大事故には至らなかったが、J R 東海労は、車両の脱線はもとより、列車のブレーキ力不足による事故や制輪子の飛来による傷害事故等大惨事に繋がるおそれのあった事象だと考える。当然早急な原因究明と今後の対策が求められる。従って下記の通り申し入れるので、早急に労使協議を開催すること。

記

1. 今回の事象についての全容を時系列で明らかにすること。
2. 発生原因と今後の再発防止策を明らかにすること。
3. 制輪子落失の発覚後、落失が疑われた列車を止めることなく運転継続させているのは、安全よりも運行を優先したものであり問題である。見解を示すこと。
4. 会社のホームページでは今回の事象に対して「制輪子がなくても必要なブレーキ力は確保されているため、安全上の問題はありません」と説明されているがその根拠を示すこと。
5. 落下した制輪子の取り付け日時、作業施行会社・箇所・工程を明らかにすること。
6. 事故発生の要因として仕業検査・交番検査での作業工程も一つにあると考える。検査基準の見直しを図ること。
7. 外注化による技術レベル低下が危惧される。検査体制の見直しを図ること。

以 上